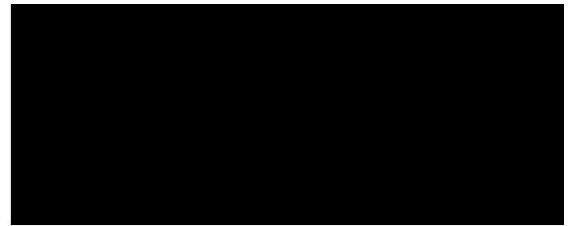


知立市議会議長 様



**介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を
あたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情**

介護・障害施設は、利用者、その家族がそれぞれの生活や社会参加をしていくためにも重要な施設です。しかしながら、現在の制度では十分な職員配置ができず、日々事故なく、安全確保をすることだけで精一杯となっています。このような状況で、現場職員は本来の社会福祉としての介護・障害職場の役割を発揮して働くことに葛藤し、その矛盾から退職につながってしまうケースがおきています。

特に介護・障害施設の夜間帯は1人夜勤体制が常態化し、安全を守ることすらできない、危険な状態となっています。特別養護老人ホームや老健施設などの入所施設では、夜間帯は1フロアに職員1人で利用者10人～40人の対応しなければいけない状態です。コールが重なり利用者対応に優先順位をつけなくてはならないため、対応が間に合わず転倒させてしまったというケースもおきています。夜間とは言え、認知症からくる徘徊など様々な利用者への対応が必要なため、夜勤者1人の責任が非常に重くなっている。障害福祉のグループホームについては、夜間帯の配置基準すらありません。施設から出ていってしまう、不安になり眠れない、急な体調変化など、利用者に何かあっても対応できるように夜勤者が配置されています。国は介護・障害職場の夜間の体制不足を認識し「夜間支援体制加算」をつけていますが、複数夜勤体制をとるには不十分です。

こういった制度の中で、2020年には、障害職場で1人夜勤中に職員が倒れて亡くなり、利用者の命にも関わるケースが実際におきました。愛知県医労連と福祉保育労東海地本で取り組んだ「夜勤実態アンケート」では、回答者の94%が1人夜勤を経験していました。1人夜勤中の不安な気持ちから「イライラして利用者に手をあげそうになった」と虐待にもつながりかねない回答も出ています。政府が推進している「ICT活用」では、センサーが転倒の危険など教えてくれますが、最終的に対応する職員は1人しかおらず、1人夜勤の実態は解消されません。職員が健康で働き続けられ、職員・利用者の命が守られる配置基準を国の責任で実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。

以 上

【意見書案⑥】

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、 複数配置をあたりまえにすることを求める意見書（案）

介護・障害施設は、利用者、その家族がそれぞれの生活や社会参加をしていくためにも重要な施設である。しかしながら、現在の制度では十分な職員配置ができず、日々事故なく、安全確保をすることだけで精一杯となっている。このような状況で、現場職員は本来の社会福祉としての介護・障害職場の役割を発揮して働くことに葛藤し、その矛盾から退職につながってしまうケースがおきている。

特に介護・障害施設の夜間帯は1人夜勤体制が常態化し、安全を守ることすらできない、危険な状態となっている。特別養護老人ホームや老健施設などの入所施設では、夜間帯は1フロアに職員は1人で利用者10人～40人を対応しなければいけない状態である。コールが重なり利用者対応に優先順位をつけざるをえないが、対応が間に合わず転倒させてしまうことがある。夜間とは言え、認知症からくる徘徊など様々な利用者への対応があり、夜勤者1人の責任が非常に重くなっている。障害福祉のグループホームについては、夜間帯の配置基準すらないが、施設から出ていってしまう、不安になり眠れない、急な体調変化など、利用者に何かあればすぐに対応できるように職員は宿泊し利用者支援を行っている。国は介護・障害職場の夜間の体制不足を認識し「夜間支援体制加算」をつけているが、複数夜勤体制をとるに不十分である。

こういった制度の中で、2020年には、障害職場で1人夜勤中に職員が倒れて亡くなり、利用者の命にも関わるケースが実際におきている。愛知県医労連と福祉保育労東海地本で取り組んだ「夜勤実態アンケート」では、回答者の94%が1人夜勤を経験していた。1人夜勤中の不安な気持ちから「イライラして利用者に手をあげそうになった」と虐待にもつながりかねない回答もでている。政府が推進している「ICT活用」では、センサーによって危険を報せることはできても、対応する職員が増えなければ、1人夜勤の実態は解消されない。介護・障害施設の職員が健康で働き、職員・利用者の命が守られる夜間の配置基準を国の責任で実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長